平成２４年（フ）第６２号
北海道滝川市黄金町東２丁目７番34号
債務者　小山　幸美
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第９４号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字大坪56番地　カステージョＮ２―102号、前住所福島県会津若松市北滝沢２丁目２番61号　グッピーハイツ103号
債務者　渡部　孝子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第６３３号
神奈川県小田原市国府津2407番地の３、前住所神奈川県小田原市栢山3318番地９号
債務者　白砂　正勝
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６４２号
神奈川県厚木市鳶尾５丁目14番16号、前住所神奈川県厚木市鳶尾２丁目24番１―503号
債務者　安部　知実
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６４８号
神奈川県厚木市飯山1620番地１　アメニティヒル本厚木409、旧住所神奈川県茅ヶ崎市十間坂２丁目１番54―103号　茅ヶ崎ダイカンプラザ
債務者　星野　雅敬（旧姓出端）
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１３６号
新潟県岩船郡関川村大字大石837番地
債務者　河内　一雄
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１４０号
新潟県阿賀野市若葉町７番10号　コーポわかば102号、前住所新潟県阿賀野市保田4391番地１
債務者　伊藤三恵子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１４１号
新潟県胎内市村松浜1768番地24
債務者　平野さとみ
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１４４号
新潟県新発田市豊町１丁目12番９号　ユタカマンションＤ―５号
債務者　渡辺八重子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１４９号
新潟県新発田市大手町１丁目８番７号
債務者　小川　摩樹
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２７１号
愛知県一宮市木曽川町黒田六ノ通り60番地
債務者　大渕脇弘子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３５号
兵庫県加東市下久米42番地
債務者　安達　廣子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第１３８号
山口県宇部市大字川上755番地285
債務者　問田　竜治
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１４５号
山口県宇部市昭和町３丁目12番28―603号　ロイヤルフェニックス、従前の住所山口県宇部市野原１丁目２番43―３号
債務者　山﨑　久義
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１４６号
山口県宇部市昭和町３丁目12番28―603号　ロイヤルフェニックス、従前の住所山口県宇部市野原１丁目２番43―３号
債務者　山﨑サチ子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第２６８号
香川県高松市番町２丁目15番４号　和波荘
債務者　岩﨑　孝史
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２９２号
香川県高松市屋島中町256番地１　サンハイツ屋島103号室
債務者　髙石　浩親
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
高松地方裁判所破産・再生係